

資格の大原

第76回 税理士試験 住民税

解答・合格ラインの読み

※問題・答案用紙は国税庁ホームページにてご確認ください。

今年も税理士試験
官報合格者の

多くが大原生です!!

■2025年度(第75回)税理士試験
大原生官報合格占有率(2026年1月8日現在)

48.5%

大原の合格者数は
直近1年分です!

比べたら分かる!
安心の実績

大原生合格者

256名

(専門課程 11名を含む)

全国官報合格者

527名

昨年から合格発表方法が変更され
合格者の確認が難しくなりました
<詳細は大原HPへ>



※大原生合格者は、全国大原グループにおいて合格するための授業、模擬試験等がすべて含まれたコースで、税理士試験合格に必要な受験科目の過半数を受講した方を対象としています。
◎資格の大原の合格実績には、公開試験のみの受講生、出版教材のみの購入者、資料請求者、情報提供のみの登録者、無料の役務提供者は一切含まれておりません。
※2024年度(第74回)税理士試験より合格発表の方法が受験地・受験番号・氏名から受験地・受験番号となり、合格者の確認が難しくなりました。

本解答は令和8年8月7日17時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

〔第一問〕－50 点－

問 1 (25 点)

(1) 納税義務者

〔1〕 利子割

(1) 納税義務者 (2 点)

道府県民税は、利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で道府県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける個人に対しては、利子割額によって課する。営業所等とは、利子等の支払をする者の営業所、事務所その他これらに準ずるもので利子等の支払の事務を行うものをいう。

(2) 非課税 (2 点)

道府県は、非居住者が支払を受ける利子等その他所得税法の規定の例によるものについては、利子割を課さない。

〔2〕 配当割

(1) 納税義務者 (2 点)

道府県民税は、特定配当等の支払を受ける個人でその特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有するものに対しては、配当割額によって課する。

(2) 納税義務者の特例 (1 点)

道府県民税は、源泉徴収選択口座内配当等の支払を受ける個人でその源泉徴収選択口座内配当等の支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において道府県内に住所を有するものに対しては、配当割額によって課する。

〔3〕 株式等譲渡所得割 (2 点)

道府県民税は、特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人でその特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において道府県内に住所を有するものに対しては、株式等譲渡所得割額によって課する。

(2) 税率 (1 点)

いずれも 5 % である。

(3) 徴収方法

〔1〕 利子割

(1) 特別徴収 (1 点)

道府県は、利子割の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(2) 特別徴収義務者の指定 (1 点)

道府県は(1)によって徴収しようとする場合には、その利子等の支払又はその取扱いをする者で道府県内に営業所等を有するものを条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

(3) 申告納入 (1 点)

特別徴収義務者は、利子等の支払の際、その利子等について利子割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに、一定の事項を記載した納入申告書を道府県知事に提出し、及びその納入金をその道府県に納入する義務を負う。この場合、道府県知事に提出すべき納入申告書には、一定の計算書を添付しなければならない。

〔2〕 配当割

（1）原則

① 特別徴収

道府県は、配当割の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

② 特別徴収義務者の指定（1点）

道府県は①によって徴収しようとする場合には、特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者を条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

③ 申告納入（2点）

特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに、一定の事項を記載した納入申告書をその支払を受けるべき日現在におけるその個人の住所所在の道府県の知事に提出し、及びその納入金をその道府県に納入する義務を負う。この場合、道府県知事に提出すべき納入申告書には、一定の計算書を添付しなければならない。

（2）源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割（1点）

① 特別徴収

道府県は、源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

② 特別徴収義務者の指定

道府県は①によって徴収しようとする場合には、源泉徴収選択口座内配当等の支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において道府県内に住所を有する個人に対して源泉徴収選択口座内配当等の支払をする者を条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

③ 申告納入

特別徴収義務者は、源泉徴収選択口座内配当等の支払の際、その源泉徴収選択口座内配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年 1 月 10 日までに、一定の事項を記載した納入申告書をその支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在におけるその個人の住所所在の道府県の知事に提出し、及びその納入金をその道府県に納入する義務を負う。この場合、道府県知事に提出すべき納入申告書には、一定の計算書を添付しなければならない。

〔3〕 株式等譲渡所得割

（1）特別徴収

道府県は、株式等譲渡所得割の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

（2）特別徴収義務者の指定（1点）

道府県は(1)によって徴収しようとする場合には、選択口座が開設されている金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において道府県内に住所を有する個人に対して、その特定株式等譲渡対価等の支払をするものを条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

（3）申告納入（2点）

特別徴収義務者は、特定株式等譲渡対価等の支払の際、株式等譲渡所得割を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年 1 月 10 日までに、一定の事項を記載した納入申告書をその支払を受けるべき日

の属する年の1月1日現在におけるその個人の住所所在の道府県の知事に提出し、及びその納入金をその道府県に納入する義務を負う。この場合、道府県知事に提出すべき納入申告書には、一定の計算書を添付しなければならない。

〔4〕 申告納入の意義（1点）

特別徴収義務者がその徴収すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納入することをいう。

（4） 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

〔1〕 趣 旨（1点）

配当割に係る所得又は株式等譲渡所得割に係る所得を申告した場合の所得割との二重課税を排除するために設けられた。

〔2〕 内 容（2点）

道府県、市町村は、所得割の納税義務者が前年分の所得税の確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について配当割額を課された場合又は特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について株式等譲渡所得割額を課された場合には、その配当割額又は株式等譲渡所得割額に道府県民税 $\frac{2}{5}$ 、市町村民税 $\frac{3}{5}$ を乗じて得た金額を、所得割の額から控除する。

〔3〕 還付・充当（1点）

〔2〕において控除することができなかった控除不足額がある場合には、市町村は、その納税義務者に対し、その控除不足額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当する。

問2（25点）

〔1〕 個人住民税の均等割及び所得割の非課税措置の意義（3点）

個人住民税は地域社会の費用について住民がその能力に応じて広く負担するという負担分任の考え方を基調とするが、全く担税力のない者又は担税力が著しく薄弱である者についてまで税負担を求めることは租税政策上適当でなく、また、税負担の公平性の見地からも好ましくないため、非課税制度が設けられた。

〔2〕 住民税の均等割及び所得割の非課税

（1） 内 容（5点）

道府県、市町村は、次のいずれかに該当する者に対しては、道府県民税、市町村民税（以下「住民税」という。）の均等割及び所得割（②に該当する者にあつては、退職所得の課税の特例によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課することができない。ただし、地方税法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

①生活保護法の規定による生活扶助を受けている者

②障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

（2） 分離課税に係る所得割の非課税対象者の判定（1点）

分離課税に係る所得割につき（1）①を適用する場合における（1）①に掲げる者であるかどうかの判定は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日の現況による。

〔3〕 所得割の非課税（5点）

道府県、市町村は、当分の間、住民税の所得割を課すべき者のうち、その者の所得割の課税標準の合計額が、次の算式により計算した金額以下である者に対しては、住民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課することができない。

算式

$$35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 10\text{万円} + 32\text{万円} \quad (\text{注1})$$

(注1) 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算する。

(注2) 扶養親族は、年令16才未満の者及び控除対象扶養親族に限る。

〔4〕均等割の非課税

(1) 前年の合計所得金額による判定 (5点)

① 市町村は、地方税法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が条例で定める次の算式により計算した金額以下である者に対しては、均等割を課することができない。

算式

$$\text{基本額} \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 10\text{万円} + \text{加算額} \quad (\text{注1})$$

(注1) 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算する。

(注2) 扶養親族は、年令16才未満の者及び控除対象扶養親族に限る。

② ①の基本額は、35万円を超えない範囲内において35万円に、①の加算額は、21万円を超えない範囲内において21万円に、その市町村が前年12月31日において該当した地域の級地区分に係る率を乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。

(2) 道府県民税の均等割の非課税 (1点)

道府県は、(1)により個人の市町村民税の均等割を課することができないこととされる者に対しては、その均等割と併せて賦課徴収すべき個人の道府県民税の均等割を課することができない。

〔5〕所得割の額の調整措置

(1) 趣 旨 (2点)

所得割の非課税基準の金額を若干上回る所得を有する者の税引後の課税標準の合計額が非課税基準の金額を下回ることをないようにするために設けられた。

(2) 内 容 (3点)

道府県、市町村は、当分の間、所得割の非課税基準の金額が所得割の納税義務者の課税標準の合計額から道府県民税及び市町村民税の所得割の額の合計額(以下「所得割の額の合計額」という。)を控除した金額を超える場合には、次の金額を所得割の額から控除する。

① 道府県民税

$$\text{その超える金額} \times \frac{\text{道府県民税の所得割の額}}{\text{所得割の額の合計額}}$$

② 市町村民税

$$\text{その超える金額} \times \frac{\text{市町村民税の所得割の額}}{\text{所得割の額の合計額}}$$

〔第二問〕－50点－

○ 甲及び甲の家族の税額

氏 名	令和 8 年度分として 納付すべき税額の合計額	令和 8 年度分として納付すべき税額の内訳	
		県民税	市民税
甲	<u>450,500</u> ②	179,600	270,900
甲の妻	<u>117,500</u> ②	46,400	71,100
甲の長男	<u>61,500</u> ②	24,000	37,500
甲の姉	<u>227,000</u> ②	90,200	136,800
甲の兄	<u>628,000</u> ②	250,600	377,400
甲の父	<u>170,300</u> ②	67,300	103,000
甲の祖母	<u>0</u> ①	0	0

氏 名	特別徴収された令和 7 年度分 の個人住民税額の合計額 ※令和 7 年中の所得に係る 税額に限る。	特別徴収された令和 7 年度分の個人住民税額の内訳 ※令和 7 年中の所得に係る税額に限る。	
		県民税	市民税
甲	2,950	<u>2,950</u> ①	0
甲の妻	0	0	0
甲の長男	800	<u>800</u> ①	0
甲の姉	44,000	<u>17,600</u> ①	<u>26,400</u> ①
甲の兄	0	0	0
甲の父	13,900	<u>13,900</u> ①	0
甲の祖母	0	0	0

○ 計算過程

甲			
I 各種所得の金額			
給 与 所 得	6,055,000	(1) 収入金額 7,950,000	
		(2) 給与所得控除額 (1) × 10% + 1,100,000 = 1,895,000	
		(3) (1) - (2) = 6,055,000	
譲 渡 所 得		土地等・建物等	
分 離 短 期	850,000	分短(土地)	
		4,000,000 - (2,250,000 + 900,000) = 850,000	
利 子 所 得	0	預貯金の利子は利子割課税され課税関係完結①	
		(利子割) 59,000 × 5% = 2,950	
一 時 所 得	0	宝くじ当せん金に係る収入金額は非課税	

資格の大原 本文中無断転載禁

II 課 税 標 準

総所得金額	6,055,000
短期譲渡所得の金額	<u>850,000</u>
計	6,905,000

III 所得控除額

社会保険料控除	920,000
生命保険料控除	<u>26,500</u> ① 一般分

$$(1) \text{ 新契約 } 13,000 \times \frac{1}{2} + 6,000 = 12,500$$

$$(2) \text{ 旧契約 } 14,000 \leq 15,000 \quad \therefore 14,000$$

$$(3) (1) + (2) = 26,500$$

$$\text{地震保険料控除} \quad \underline{25,000} \text{②} \quad 82,000 \times \frac{1}{2} = 41,000 > 25,000 \quad \therefore 25,000$$

$$\text{医療費控除} \quad \underline{28,000} \text{①} \quad (1) \quad 40,000 - \overset{\text{(注)}}{100,000} < 0 \quad \therefore 0$$

$$\text{(注)} \quad 6,905,000 \times 5\% > 100,000 \quad \therefore 100,000$$

$$(2) \quad 40,000 - 12,000 = 28,000$$

$$(3) \quad (1) < (2) \quad \therefore 28,000$$

$$\text{特定親族特別控除} \quad \underline{310,000} \text{②}$$

$$\text{扶養控除} \quad \underline{330,000} \text{②}$$

$$\text{障害者控除} \quad \underline{260,000} \text{②}$$

$$\text{基礎控除} \quad \underline{430,000}$$

$$\text{計} \quad 2,329,500$$

IV 課税所得金額 (千円未満切捨)

$$\text{課税総所得金額} \quad 3,725,000 \quad 6,055,000 - 2,329,500 = 3,725,000$$

$$\text{課税短期譲渡所得金額} \quad 850,000$$

V 納付税額

$$\text{県民税} \quad (1) \text{ 均等割 } 1,000$$

$$\text{A 県} \quad 179,600 \quad (2) \text{ 所得割}$$

$$\text{① 課総} \quad 3,725,000 \times 4\% = 149,000$$

$$\text{② 調整控除}$$

$$(イ) \quad 50,000 + 50,000 + 10,000 = \underline{110,000} \text{②}$$

$$ロ \quad 3,725,000 - 2,000,000 = 1,725,000$$

$$ハ \quad イ - ロ < 0 \quad \therefore 0$$

$$(ロ) \quad 50,000$$

$$(ハ) \quad (イ) < (ロ) \quad \therefore 50,000 \times 2\% = 1,000$$

$$\text{③ 課短} \quad 850,000 \times 3.6\% = 30,600$$

$$\text{④ } ① - ② + ③ = 178,600$$

$$(3) \quad (1) + (2) = 179,600$$

$$\text{市民税} \quad (1) \text{ 均等割 } 3,000$$

$$\text{B 市} \quad 270,900 \quad (2) \text{ 所得割}$$

$$\text{① 課総} \quad 3,725,000 \times 6\% = 223,500$$

$$\text{② 調整控除} \quad 50,000 \times 3\% = 1,500$$

$$\text{③ 課短} \quad 850,000 \times 5.4\% = 45,900$$

$$\text{④ } ① - ② + ③ = 267,900$$

(3) (1) + (2) = 270, 900		
17歳の次男 (非課税判定) 未成年者かつ $0 \leq 1, 350, 000$ ∴ 非課税		
12歳の三男 (非課税判定) 未成年者(障害者)かつ $0 \leq 1, 350, 000$ ∴ 非課税		
甲の妻		
I 各種所得の金額		
給 与 所 得	1, 728, 800	(1) 収入金額 2, 584, 000 (2) 給与所得控除額 (1) × 30% + 80, 000 = 855, 200 (3) (1) − (2) = 1, 728, 800
雑 所 得	169, 000	190, 000 − 21, 000 = 169, 000
II 課 税 標 準		
総 所 得 金 額	1, 897, 800	1, 728, 800 + 169, 000 = 1, 897, 800
III 所 得 控 除 額		
社会保険料控除	290, 000	
生命保険料控除	17, 500	$23, 000 \times \frac{1}{2} + 6, 000 = 17, 500$
基 礎 控 除	430, 000	
計	737, 500	
IV 課 税 所 得 金 額 (千円未満切捨)		
課税総所得金額	1, 160, 000	1, 897, 800 − 737, 500 = 1, 160, 000
V 納 付 税 額		
県 民 税		(1) 均等割 1, 000
A 県	46, 400	(2) 所得割 ① 課総 1, 160, 000 × 4% = 46, 400 ② 調整控除 (イ) 50, 000 (ロ) 1, 160, 000 (ハ) (イ) < (ロ) ∴ 50, 000 × 2% = 1, 000 ③ ① − ② = 45, 400 (3) (1) + (2) = 46, 400
市 民 税		(1) 均等割 3, 000
B 市	71, 100	(2) 所得割 ① 課総 1, 160, 00 × 6% = 69, 600 ② 調整控除 50, 000 × 3% = 1, 500 ③ ① − ② = 68, 100 (3) (1) + (2) = 71, 100
甲の長男		
I 各種所得の金額		
給 与 所 得	1, 030, 000	^(注) 1, 680, 000 − 650, 000 = 1, 030, 000 (注) 1, 680, 000 ≤ 1, 900, 000 ∴ 650, 000

配 当 所 得			
上 場 分 離	16,000	(配当割) $16,000 \times 5\% = 800$	
Ⅱ 課 税 標 準			
総 所 得 金 額	1,030,000		
上場株式等に係る	16,000		
配 当 所 得 等 の 金 額			
計	1,046,000		
Ⅲ 所 得 控 除 額			
基 礎 控 除	430,000		
Ⅳ 課 税 所 得 金 額 (千円未満切捨)			
課税総所得金額	600,000	$1,030,000 - 430,000 = 600,000$	
上場株式等に係る	16,000		
課税配当所得等の金額			
Ⅴ 納 付 税 額			
県 民 税		(1) 均等割 1,000	
A 県	24,000	(2) 所得割	
		① 課総 $600,000 \times 4\% = 24,000$	
		② 調整控除	
		(イ) 50,000	
		(ロ) 600,000	
		(ハ) (イ) < (ロ) $\therefore 50,000 \times 2\% = 1,000$	
		③ 課配 $16,000 \times 2\% = 320$	
		④ 配当割額控除 $800 \times \frac{2}{5} = 320$ ②	
		⑤ ① - ② + ③ - ④ = 23,000	
		(3) (1) + (2) = 24,000	
市 民 税		(1) 均等割 3,000	
B 市	37,500	(2) 所得割	
		① 課総 $600,000 \times 6\% = 36,000$	
		② 調整控除 $50,000 \times 3\% = 1,500$	
		③ 課配 $16,000 \times 3\% = 480$	
		④ 配当割額控除 $800 \times \frac{3}{5} = 480$	
		⑤ ① - ② + ③ - ④ = 34,500	
		(3) (1) + (2) = 37,500	
甲の姉			
(前年課税分)			
Ⅰ 各種所得の金額			
給 与 所 得	3,569,600	(1) 収入金額 5,012,000	
		(2) 給与所得控除額 $(1) \times 20\% + 440,000 = 1,442,400$	
		(3) $(1) - (2) = 3,569,600$	
譲 渡 所 得		総 合	
総 合 短 期	1,000	(1) 譲渡損益	
		総短	
		① 絵画 $1,250,000 - (640,000 + 12,000) = 598,000$	

$$\textcircled{2} \text{ 骨董品 } 480,000 - (550,000 + 27,000) = \triangle 97,000$$

$$\textcircled{3} \textcircled{1} + \textcircled{2} = 501,000$$

(注) 書画の譲渡所得は非課税

(2) 特別控除

$$501,000 - 500,000 = 1,000$$

II 課税標準

$$\text{総所得金額} \quad 3,570,600 \quad 3,569,600 + 1,000 = 3,570,600$$

III 所得控除額

$$\text{社会保険料控除} \quad 110,000$$

$$\text{生命保険料控除} \quad 14,000 \quad 16,000 \times \frac{1}{2} + 6,000 = 14,000$$

$$\text{医療費控除} \quad 50,000 \quad (200,000 - 200,000 \times \frac{1}{4}) - 100,000 = 50,000 \quad (\text{注})$$

$$(\text{注}) \quad 3,570,600 \times 5\% > 100,000 \quad \therefore 100,000$$

$$\text{寡婦控除} \quad \underline{260,000 \textcircled{2}}$$

$$\text{扶養控除} \quad \underline{450,000 \textcircled{2}}$$

$$\text{基礎控除} \quad \underline{430,000}$$

$$\text{計} \quad 1,314,000$$

IV 課税所得金額 (千円未満切捨)

$$\text{課税総所得金額} \quad 2,256,000 \quad 3,570,600 - 1,314,000 = 2,256,000$$

V 納付税額

県民税

A 県

$$90,200$$

(1) 均等割 1,000

(2) 所得割

$$\textcircled{1} \text{ 課総 } 2,256,000 \times 4\% = 90,240$$

$\textcircled{2}$ 調整控除

$$(イ) \text{ ⅰ. } 50,000 + 10,000 + 130,000 = \underline{190,000 \textcircled{2}}$$

$$\text{ⅱ. } 2,256,000 - 2,000,000 = 256,000$$

$$\text{ⅲ. } \text{ⅰ.} - \text{ⅱ.} < 0 \quad \therefore 0$$

$$(ロ) \quad 50,000$$

$$(ハ) \quad (イ) < (ロ) \quad \therefore 50,000 \times 2\% = 1,000$$

$$\textcircled{3} \quad \textcircled{1} - \textcircled{2} = 89,240 \rightarrow 89,200$$

$$(3) \quad (1) + (2) = 90,200$$

市民税

B 市

$$136,800$$

(1) 均等割 3,000

(2) 所得割

$$\textcircled{1} \text{ 課総 } 2,256,000 \times 6\% = 135,360$$

$$\textcircled{2} \text{ 調整控除 } 50,000 \times 3\% = 1,500$$

$$\textcircled{3} \quad \textcircled{1} - \textcircled{2} = 133,860 \rightarrow 133,800$$

$$(3) \quad (1) + (2) = 136,800$$

(現年分離分)

$$(1) \text{ 収入金額 } 13,080,000$$

(2) 退職所得控除額

H12. 4. 1 ~ R7. 9. 31 ... 25年6月 → 26年

$$8,000,000 + 700,000 \times (26\text{年} - 20\text{年}) = 12,200,000$$

$$(3) \{(1) - (2)\} \times \frac{1}{2} = 440,000$$

$$(4) \text{道府県民税 A県 } 440,000 \times 4\% = 17,600$$

$$\text{市町村民税 B市 } 440,000 \times 6\% = 26,400$$

甲の兄

I 各種所得の金額

事業所得	9,485,000	(1) 総収入金額	16,930,000
		(2) 必要経費	$6,405,000 + 390,000 = 6,795,000$
		(3) 青色申告特別控除額	$(1) - (2) > 650,000 \therefore 650,000$
		(4)	$(1) - (2) - (3) = 9,485,000$

II 課税標準

総所得金額	9,485,000
-------	-----------

III 所得控除額

社会保険料控除	1,920,000
小規模企業共済等掛金控除	540,000
扶養控除	<u>330,000②</u>
基礎控除	<u>430,000</u>
計	3,220,000

IV 課税所得金額 (千円未満切捨)

課税総所得金額	6,265,000	$9,485,000 - 3,220,000 = 6,265,000$
---------	-----------	-------------------------------------

V 納付税額

県民税		(1) 均等割	1,000
A 県	250,600	(2) 所得割	
		① 課総	$6,265,000 \times 4\% = 250,600$
		② 調整控除	
		(イ) Ⅰ.	$50,000 + 50,000 = 100,000$
		Ⅱ.	$6,265,000 - 2,000,000 = 4,265,000$
		Ⅲ.	$Ⅰ. - Ⅱ. < 0 \therefore 0$
		(ロ) Ⅳ.	50,000
		(ハ) (イ) < (ロ)	$\therefore 50,000 \times 2\% = 1,000$
		③ ① - ②	$= 249,600$
		(3) (1) + (2)	$= 250,600$
市民税		(1) 均等割	3,000
B 市	377,400	(2) 所得割	
		① 課総	$6,265,000 \times 6\% = 375,900$
		② 調整控除	$50,000 \times 3\% = 1,500$
		③ ① - ②	$= 374,400$
		(3) (1) + (2)	$= 377,400$

甲の兄の妻

I 各種所得の金額

給与所得	0	$390,000 - \overset{\text{(注)}}{650,000} < 0 \therefore 0$
		(注) $390,000 \leq 1,900,000 \therefore 650,000$

II 課税標準

総所得金額	0	(非課税判定)	
		1. 所得割	$0 \leq 350,000 + 100,000 = 450,000 \quad \therefore \text{非課税}$
		2. 均等割	$0 \leq 350,000 + 100,000 = 450,000 \quad \therefore \text{非課税}$
17歳の長女 (非課税判定)			
未成年者かつ	$0 \leq 1,350,000$	$\therefore$	非課税
甲の父			
I 各種所得の金額			
山林所得	$\triangle 614,000$	(1) 総収入金額	3,130,000
		(2) 必要経費	3,744,000
		(3) (1) - (2)	$= \triangle 614,000$
譲渡所得		土地等・建物等	
分離長期	2,664,000	分長(土地)	
			$5,900,000 - (2,320,000 + 916,000) = 2,664,000$
配当所得			
総合	240,000		
上場分離	278,000	(配当割)	$278,000 \times 5\% = 13,900$
雑所得	1,730,000	2,830,000 - ^(注) 1,100,000	$= 1,730,000$
		(注) $2,830,000 \leq 3,300,000$	$\therefore 1,100,000$
II 課税標準			
総所得金額	1,356,000	損益通算	
		$\triangle 614,000 + (240,000 + 1,730,000) = 1,356,000$	①
上場株式等に係る	278,000		
配当所得等の金額			
長期譲渡所得の金額	2,664,000		
計	4,298,000		
III 所得控除額			
社会保険料控除	200,000		
生命保険料控除	35,000	$71,000 > 70,000$	$\therefore 35,000$
医療費控除	0	$160,000 - 160,000 = 0$	
基礎控除	430,000		
計	665,000		
IV 課税所得金額 (千円未満切捨)			
課税総所得金額	691,000	$1,356,000 - 665,000 = 691,000$	
上場株式等に係る	278,000		
課税配当所得等の金額			
課税長期	2,664,000		
譲渡所得金額			
V 納付税額			
県民税		(1) 均等割	1,000
A 県	67,300	(2) 所得割	
		① 課総	$691,000 \times 4\% = 27,640$
		② 調整控除	

			(i) 50,000 (v) 691,000 (h) (i) < (v) $\therefore 50,000 \times 2\% = 1,000$ ③ 課配 $278,000 \times 2\% = 5,560$ ④ 課長 $2,664,000 \times 1.6\% = \underline{42,624}$ ② ⑤ 配当控除 $691,000 + 278,000 + 2,664,000 \leq 10,000,000$ $240,000 \times 1.2\% = \underline{2,880}$ ② ⑥ 配当割額控除 $13,900 \times \frac{2}{5} = 5,560$ ⑦ ① - ② + ③ + ④ - ⑤ - ⑥ = 66,384 → 66,300 (3) (1) + (2) = 67,300 (1) 均等割 3,000 (2) 所得割 ① 課総 $691,000 \times 6\% = 41,460$ ② 調整控除 $50,000 \times 3\% = 1,500$ ③ 課配 $278,000 \times 3\% = 8,340$ ④ 課長 $2,664,000 \times 2.4\% = 63,936$ ⑤ 配当控除 $240,000 \times 1.6\% = 3,840$ ⑥ 配当割額控除 $13,900 \times \frac{3}{5} = 8,340$ ⑦ ① - ② + ③ + ④ - ⑤ - ⑥ = 100,056 → 100,000 (3) (1) + (2) = 103,000
市 民 税			
B 市	103,000		
甲の祖母			
I 各種所得の金額			
雑 所 得	430,200	$1,530,200 - 1,100,000 = 430,200$	
II 課 税 標 準			
総 所 得 金 額	430,200	(非課税判定)	
		1. 所得割 $\underline{430,200 \leq 350,000 + 100,000 = 450,000} \therefore \text{非課税}$	} ②
		2. 均等割 $\underline{430,200 \leq 350,000 + 100,000 = 450,000} \therefore \text{非課税}$	

合格ラインの読み

理論問題は、問1では利子割、配当割、株式等譲渡所得割に関する問題、問2では個人住民税の非課税措置が問われました。いずれも基本項目からの出題でした。計算問題は、解答ボリュームが多い問題でしたが、出題項目は個人のオーソドックスな総合問題でしたから、普段から演習を積んだ方は難なく解答できたと思います。全体としては、計算をスピーディーに仕上げ、かつ、理論で解答可能な部分をどれだけ正確に書くことができたかどうかで合否が決まると考えられます。

〔第一問〕

問1 解答すべき内容が明確であるため、解答範囲に迷うことはなかったと思います。難易度も高いものではありませんでした。ボリュームは多かったと思いますので、如何にスピーディーに書けたか、ポイントと思われます。なお、源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割については省略しても良いと思います。

問2 過去問及び答練で触れた問題でしたので、難なく解答できたと思います。全体を通してボリュームは多かったと思いますが、精度高く書けたかどうか合否の分かれ目になると思われます。

〔第二問〕

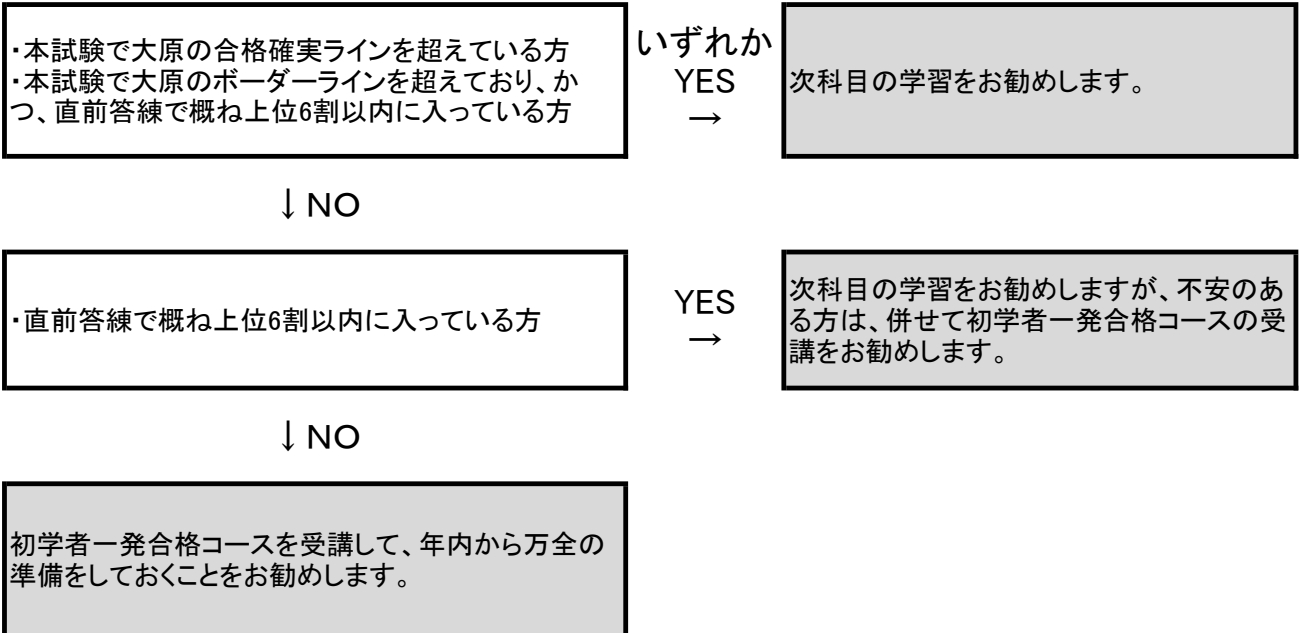
計算問題は、問題文の読み取りや判断が難しい箇所があり、また、作業量の多い問題であったものの、全体的な項目の難易度は平易でした。理想を言えばミスなく完答してほしい問題でしたが、例年を考えると、1～2項目のミスとそれに連動する最終値のズレは許容範囲であると考えられます。

以上を踏まえると、ボーダーラインは理論31点、計算37点、合計68点前後、合格確実ラインは理論36点、計算40点、合計76点以上になると思われます。

【住民税】 学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。

なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談も承っておりますので担当講師などにお気軽にご相談ください。



住民税 コース紹介

9月開講【初学者一発合格コース】 講義回数：41回（週1回）

（講義時間：年内2時間30分、年明3時間）

住民税を学習され、本試験を受験された方であっても、本試験での出来具合や、前年度の学習状況によっては、9月から初学者一発合格コースでの学習を始めることが合格への近道となります。

初学者一発合格コースは、年内の4ヶ月で基礎項目及び重要論点の1回転学習を行い、1月からの初学者短期合格コースに合流するコースです。

9月から学習を始めることで、早めに理論対策に取り組めるため、1月から2回転目の学習をすることによる理解度が高められるという利点があります。

ボリュームの少なさから、学習が疎かになりがちな科目ですので、学習計画を上手く立てられずに試験を迎えてしまったような方には、年内からの基礎一巡が年明けの学習負担の軽減に大きく役立ちますので、学習不足を感じた方や理論対策に苦勞された方で確実な学習項目の定着を図りたい方は、9月からの初学者一発合格コースの受講をお勧めします。